

京都市京北等北部山間振興本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年10月16日

京都市長 門川大作

京都市規則第38号

京都市京北等北部山間振興本部規則の一部を改正する規則

京都市京北等北部山間振興本部規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市北部山間振興本部規則

第1条中「京北その他の」を削り、「京都市京北等北部山間振興本部」を「京都市北部山間振興本部」に改める。

第2条中「京北等北部山間振興本部参与」を「北部山間振興本部参与」に、「京北等北部山間振興本部長」を「北部山間振興本部長」に、「京北等北部山間振興副本部長」を「北部山間振興副本部長」に、「京北等北部山間振興本部員」を「北部山間振興本部員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)